

平成28年2月3日

答申第670号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者が以前、「文書開示のご連絡」を不服としてNHKに送った「追加開示」「再開示」等の求めに対し、NHKが受け付けない旨を回答したことについて、「情報公開基準等内規に反するこのようなNHK情報公開制度の運用が、正当な取扱いであるとする解釈を可能とする内容が記載されている文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKは、NHK情報公開基準等に反する制度の運用は行っていないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年2月3日（第233回審議委員会）

第685号諮問、審議、答申